

「第 4 次宇都宮市防犯対策推進計画」の策定について

1 策定の目的

本市においては、平成 27 年 2 月に「第 3 次宇都宮市防犯対策推進計画」を策定し、市民、警察、事業者、学校等と連携を図りながら、犯罪の未然防止に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきたことにより、刑法犯認知件数は減少し、成果指標である「人口千人当たりの刑法犯認知件数」と「犯罪被害の不安感を抱く市民の割合」については、目標を達成した状況にある。

しかしながら、国においては、再犯者率の上昇等を背景に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」）を制定するほか、性犯罪や声掛け・つきまとい等の被害に遭う可能性が高い女性・子どもや、高齢者の被害が後を絶たない特殊詐欺に対する啓発活動に重点的に取り組んでいる状況にあることから、本市においても犯罪情勢を捉えた防犯対策を講じていく必要がある。

また、本市においては、JR 宇都宮駅東口地区整備事業や L R T の開業など、今後の人の流れの変化を捉えた防犯対策への対応が必要となってくる。

こうしたことから、「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」（以下「条例」）に掲げる「現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会」の実現に向けた更なる防犯対策を推進するため、「第 4 次宇都宮市防犯対策推進計画」を策定する。

2 計画の位置付け

- ・ 第 6 次宇都宮市総合計画の分野別計画「安全・安心の未来都市の実現に向けて」の基本施策「日常生活の安心感を高める」を実現するための計画
- ・ 条例に基づく犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止する施策を具体化する計画
- ・ 第 4 次計画の基本施策である「再犯防止対策」を「再犯防止推進法」第 8 条第 1 項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」とする。

3 計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年

4 策定経過

平成 31 年	4 月～	関係機関や関係団体等からの意見聴取
令和元年	5 月	市民アンケート調査の実施
	8 月～	推進委員会の開催（2 回）
令和 2 年	1 月	パブリックコメントの実施（～ 2 月）

5 計画の内容・特徴

(1) 内容

「第 4 次宇都宮市防犯対策推進計画」（案）概要版 … 別紙

(2) 特徴

ア 防犯カメラの設置拡充

犯罪の未然防止等に効果がある防犯カメラの更なる設置に向け取り組むとともに、J R宇都宮駅東口地区整備事業やL R Tの開業，中心市街地における週末・夜間通行量の増加など，本市における人の流れの変化を捉えた重点地区対策の充実を図るための事業と連動を図る。

〔主な事業〕

- ・ 防犯カメラ補助事業 <拡充>
- ・ 公立保育園・子ども発達センターへの防犯カメラの設置・運用 <新規>
- ・ 防犯対策重点地区の拡大検討 <新規>
- ・ J R宇都宮駅東口地区整備とあわせた駅周辺防犯カメラの整備検討 <新規>

イ SNS犯罪対策の強化

SNSを悪用した犯罪に巻き込まれる子どもが増加傾向にあることから，被害を未然に防止するため，小中高生等に対する啓発活動を強化する。

〔主な事業〕

- ・ 中高生の提案による啓発チラシの配布（4コマ漫画を用いた「SNS犯罪の危険性を訴えるチラシ」の配布）<拡充>
- ・ 小中学校における出前講座等の実施（企業などの専門家によるSNSに関する出前講座や親学出前講座の実施）<拡充>

ウ 「特殊詐欺対策」を「横断的施策」に位置付け

特殊詐欺被害の削減に向けては，複雑化・巧妙化する手口に対応できるよう，3つの基本目標（「一人ひとり」「地域」「生活環境」）にまたがる様々な防犯対策に，総合的かつ一体的に取り組む必要があることから，「特殊詐欺対策」を「横断的施策」に位置付けた。

〔主な事業〕

- ・ 消費生活相談・消費生活出前講座（基本目標Ⅰ）
- ・ 特殊詐欺被害防止協力店登録制度（基本目標Ⅱ）
- ・ 撃退器購入費補助事業（基本目標Ⅲ）

エ 「地方再犯防止推進計画」の位置付け

第4次計画の基本施策である「再犯防止対策」を「再犯防止推進法」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」とする。

〔主な事業〕

- ・ 更生保護に係る自立支援関連事業の充実 <拡充>
- ・ 地域の理解促進に向けた広報・啓発活動
- ・ 社会復帰支援に向けた関係機関等との連携強化

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨 本市においては、犯罪を未然に防止し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、市民、事業者、警察、その他関係団体と緊密に連携を図りながら各種取組を実施する中、社会情勢の変化に対応した更なる防犯対策を推進するため、第1・2・3次計画での施策を基本に充実・強化を図り、新たな対策を盛り込んだ「第4次宇都宮市防犯対策推進計画」を策定するもの
2 計画の範囲 「犯罪及び犯罪に至るおそれのある行為を未然に防止すること」を基本としつつ、関連分野(SDGsの視点の反映等)を含む
3 計画の位置付け 第6次総合計画の分野別計画を実現する計画、「安全で安心なまちづくり条例」に基づく施策を具体化する計画、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画
4 計画の期間 令和2年4月から令和7年3月(5か年)

第2章 本市における犯罪の現状と課題

1 犯罪・社会情勢

(1)国における動向等

- ①統計データ等
・平成30年の刑法犯認知件数は817,338件(ピーク時の約3割)
・SNS等に起因する犯罪の被害に遭う中高生が増加
・検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)は48.8%(H30)

②主な動き

- ・「子ども・女性」「特殊詐欺」被害防止を全国運動の重点テーマに設定
・「再犯の防止等の推進に関する法律」施行、「再犯防止推進計画」策定

(2)県における動向等

①統計データ等

- ・「子どもに対する犯罪」に不安を感じている割合が最も高い(県政世論調査)
・「強制的性交等」等の認知件数が直近の5年間で40件を超える状況
・暴力団の構成員等は毎年減少

②主な動き

- ・「特殊詐欺」「わいせつ」「自動車盗」等を重点抑止犯罪に指定

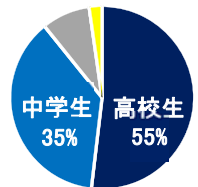
(3)本市の現状

- ・刑法犯認知件数は減少傾向(H26:5,518件→H30:3,575件)
・中核市での刑法犯認知件数比較では、54市中36位
・防犯活動団体数は過去3年間でほぼ横ばい
・週末・夜間を中心にオリオン通りにおける通行量が増加
・防犯カメラ補助事業による防犯カメラの設置が過去5年間で約300台
・特殊詐欺の被害者のうち約9割が60歳以上

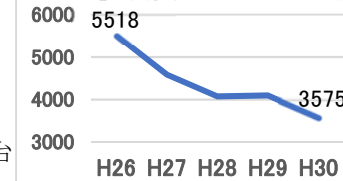
◆過去5年間の運動の重点テーマ

Table with 2 columns: 全国重点, 県重点. 全国重点: 子どもと女性の犯罪被害防止, 特殊詐欺の被害防止. 県重点: 住宅対象窃盗の被害防止, 自動車盗の被害防止.

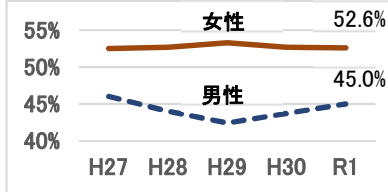
【SNS犯罪被害(全国)】



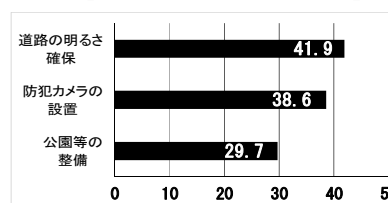
【刑法犯認知件数推移(市)】



【犯罪への不安感(男女別)】



【市に力を入れてほしい取組】



2 市民アンケート

〈主な市民意識〉

- ・女性の「犯罪への不安感」は50%を超えている
・8割弱の市民が「住宅への侵入窃盗」を不安と感じている
・「詐欺」と「自動車・オートバイ盗難」を不安と感じる割合が増加
・8割半ばの市民が「戸締りの徹底」、6割半ばの市民が「電話勧誘や訪問販売の拒否」に取り組む

〈防犯活動〉

- ・約8割の市民は防犯活動に参加したことが無く、特に現役世代の参加割合が低い

- ・「児童・生徒登下校時の見守り」は充実・改善

〈自ら又は地域が必要な取組〉

- ・一人ひとりの防犯意識の向上、地域住民同士のつながりの強化

〈市に力を入れてほしい取組〉

- ・4割程度の市民が、「道路の明るさの確保」、「防犯カメラの設置促進」を求めている

3 関係団体との連携状況等

【栃木県警察】

- ・統計データの市への提供、ルリちゃん安全メールの配信
・JR宇都宮駅東口歓楽街対策会議の開催(年1回)
・警察や地域との合同パトロールの実施(年4回)

【栃木県暴力追放県民センター】

- ・青少年への啓発パンフレットの配布(中学3年生対象)

【被害者支援センターとちぎ】

- ・犯罪被害者パネル展の開催支援(市民ホール・南図書館ギャラリー)

- 〈主な意見〉被害者家族は心の傷を抱えたまま葬儀等の手配を進めなくてはならない中、なるべく手間が少なく、すぐに受けられる援助を求めている

【地域防犯団体代表者】

- ・地域防犯ネットワーク連絡会議の開催(年1回)

- 〈主な意見〉地域防犯活動を行う上での課題や問題点について代表者に質問したところ、95%が「団体の高齢化」を、53%が「団体の減少」をあげている

【宇都宮保護観察所】

- ・更生保護に係る周知啓発の実施
・栃木県更生保護事業関係者顕彰式の開催(年1回)

- 【更生保護ボランティア(宇都宮保護区保護司会など)】
・社会を明るくする運動における連携

4 第3次計画事業評価

(1)成果指標(最終年度の達成状況)

Table with 3 columns: 成果指標, 目標値, 実績値. 人口千人当たりの刑法犯認知件数: 8件以下, 6.9件. 日常生活において犯罪の被害に遭う不安を少しでも感じる市民の割合: 50%以下, 49.3%.

2項目とも目標を達成。しかしながら、刑法犯認知件数は中核市平均を下回ることができなかったことから、さらなる減少が求められる。

(2)活動指標(H30年度の達成状況)

Table with 3 columns: 活動指標, 目標値, 実績値. 特殊詐欺被害件数: 35件, 56件. 防犯講習会受講者数: 12,000人, 8,216人. ぼうはんカレッジ受講者数: 11人, 22人. 環境点検活動参加者数: 2,800人, 2,354人. 犯罪被害者等講話受講者数: 4,800人, 9,213人. 防犯灯のLED化率: 100%, 85.5%.

6項目のうち4項目で「概ね順調」以上を達成。子どもや女性、高齢者の犯罪被害の情勢を捉え、防犯講習会の参加促進や特殊詐欺対策のさらなる推進が求められる。

5 課題の整理

〈個人に関連する課題〉

課題① 犯罪情勢を捉えた啓発活動の強化

- ・女性が狙われる事犯やSNS等に起因する犯罪被害に遭う子どもの増加などを踏まえ、犯罪被害に遭う可能性が高い女性や子どもなどに対する啓発活動の強化が必要

課題② 市民による実践的活動への意識高揚

- ・市民自らがより実践的に防犯活動に関わることができるよう、あらゆる機会を捉えた意識高揚が必要

〈地域に関連する課題〉

課題③ 地域における防犯活動の持続性の確保

- ・活動メンバーの高齢化や現役世代の防犯活動への参加率の低下などを踏まえ、地域の防犯活動を維持できるよう、メンバーの負担軽減に向けた取組の検討が必要
・事業者のノウハウを生かした地域の防犯活動を実施するため民間活力の導入検討が必要

課題④ 犯罪被害者等に対する支援の強化

- ・犯罪被害に対する理解促進のための啓発活動に継続して取り組むとともに、犯罪被害者等を直接支援する方策の検討が必要

課題⑤ 犯罪をした者等の社会復帰に対する支援

- ・犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう、地域社会全体の理解促進に向けた啓発活動や更生保護に向けた取組が必要

〈生活環境に関連する課題〉

課題⑥ 「重点地区」における防犯対策の更なる充実

- ・JR宇都宮駅東口地区整備事業やLRTの開業、中心市街地の状況変化等を踏まえ、「重点地区」の拡大を含めた対策の充実検討が必要

課題⑦ 防犯カメラ設置等による防犯活動の更なる推進

- ・地域の防犯活動を補完する防犯カメラの設置等に対し、より一層の普及に向けた支援が必要

〈特殊詐欺対策に関連する課題〉

課題⑧ 特殊詐欺対策の着実な推進

- ・高齢者を中心に犯罪被害が発生している状況を踏まえ、個人だけでなく地域の連携など、様々な事業の推進が必要

第3章 計画の基本方針

○ 目指す姿

「宇都宮市安全で安心なまちづくり条例」の目的において掲げる『現在及び将来の市民一人ひとりが安心して暮らすことができる安全な地域社会』

〈計画の成果指標〉

計画全体の達成状況として、目指す姿の実現度を測るため、「安全」の度合いを測る客観的指標と「安心」の度合いを測る主観的指標を設定

Table with 3 columns: 成果指標, 現状値, 目標値. ①人口千人当たりの刑法犯認知件数: 平成30年 6.9件, 令和5年 3.9件以下. ②防犯対策を推進する中、安心して暮らすことができていると感じる市民の割合: 令和元年度 84.1%, 令和6年度 90%以上.

※中核市平均以下を目指す

※より多くの市民が安心感を得られることを目指す

○ 基本目標の考え方

整理した課題や取組の継続性を確保する観点を踏まえ、第3次計画に引き続き、犯罪の未然防止に係る「犯罪機会論」を参考とした抵抗性・領域性・監視性を高めることを基本目標の考え方として設定

基本目標Ⅰ：「一人ひとり」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、市民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、防犯に関する知識を身につけ、自ら防犯対策を実践することが重要

- 基本施策 1 市民への防犯意識高揚対策 2 市民による実践活動促進対策

基本目標Ⅱ：「地域」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の取組と合わせて、市、警察、事業者、学校など地域コミュニティの連携による取組や支援が重要

- 基本施策 3 自主防犯団体の活動促進対策 4 連携・協働による活動推進対策 5 犯罪被害者等支援対策 6 再犯防止対策

基本目標Ⅲ：「生活環境」の防犯力の向上

犯罪を未然に防止するためには、個人の意識向上や地域における防犯活動等のソフト面の対策に加え、防犯灯・防犯カメラなどのハード面からも犯罪を起しにくい状況とすることが重要

- 基本施策 7 防犯対策重点地区強化対策 8 設備等による防犯性向上対策

※横断的施策(3つの基本目標に横断的に取り組むべき施策)

特殊詐欺被害の削減に向けては、複雑化・巧妙化する手口に対し、「個人の防犯力向上」や「地域ぐるみの防犯力向上」、さらに「犯行を実行させない環境の防犯力向上」の3つの基本目標にまたがる防犯対策を総合的かつ一体的に取り組む必要があることから、「特殊詐欺対策」を「横断的施策」として位置付ける。

- ※横断的施策 特殊詐欺対策

第4章 施策の体系

● **施策体系の考え方**：これまでの防犯対策の継続性・整合性を確保するため、第3次計画の基本施策を継続しつつ、国・県の動向や犯罪情勢の変化等を踏まえた新たな基本施策を設定

基本目標	基本施策	個別施策	事業 〔◎：重点事業(基本施策ごとに整理した課題の解決に向け、最も効果が期待できる中心的な事業(新規・拡充事業や市民・関係団体と連携の深い事業などの中から選定))、☆：横断的施策該当事業〕	活動指標 (重点事業の進捗状況を測る) 〔令和元年度→令和6年度〕
I「一人ひとりの防犯力の向上」	1 市民への防犯意識高揚対策	(1) 防犯に関する広報・啓発	☆ 多様な媒体による広報活動, 民生委員児童委員協議会等と連携した啓発チラシ配布	SNS出前講座実施校数(小中学校) 50校→93校
		(2) 犯罪発生情報の提供	不審者情報の発信, 重点抑止犯罪情報の発信	
		(3) SNS犯罪対策の強化	中高生の提案による啓発チラシの配布【拡充】, ◎ 小中学校における出前講座等の実施【拡充】 児童生徒や保護者を対象とする周知啓発の推進	
		(4) 市民の規範意識の向上	道徳教育・情報モラル教育の推進, 非行防止講演会の開催	
		(5) 暴力団排除の推進	市の事務事業からの排除, 公の施設の利用制限, 青少年への啓発チラシ配布	
	2 市民による実践活動促進対策	(6) 防犯に係る知識・技術の普及	◎ 女性等を対象とする防犯講習会の充実【拡充】, ☆ 消費生活相談・消費生活出前講座	防犯講習会受講者数 8,200人/年度→12,000人/年度
		(7) 学校における安全教育の推進	防犯教育の推進, 防犯ブザーの携行促進	
II「地域の防犯力の向上」	3 自主防犯団体の活動促進対策	(8) 自主防犯活動における連携・協力の促進	◎ 地区防犯ネットワークの推進	防犯活動団体数 563団体→600団体
		(9) 青色防犯パトロールの促進	青色回転灯の導入促進	
		(10) 自主防犯活動に対する支援	協働の地域づくり支援事業補助金, まちづくり活動応援事業, 防犯カメラ補助事業(再掲), 防犯灯補助事業(再掲), 自主防犯活動を補完する支援手法の検討【拡充】	
	4 連携・協働による活動推進対策	(11) 全市一斉防犯活動の推進	子どもの一斉見守り活動, 市民総ぐるみ環境点検活動(再掲), 全国地域安全運動重点啓発活動, 一戸一灯運動	環境点検活動参加者数 2,400人/年度→2,800人/年度
		(12) 様々な主体の連携による防犯活動の促進	◎ 市民総ぐるみ環境点検活動, 地区防犯ネットワークの推進(再掲), 巡回指導活動	
		(13) 事業者による防犯活動の促進	☆ 特殊詐欺被害防止協力店登録制度, 事業者による「ながらパトロール」	
		(14) 学校等の安全に関する環境整備	スクールガードシステム, 「子ども110番の家」との連携, 子どもの一斉見守り活動(再掲), 通学路の合同点検	
		(15) 防犯協会との連携	防犯協会との連携事業	
		(16) 市による防犯活動の推進	青色回転灯装着公用車・マグネット装着公用車による「ながらパトロール」	
	5 犯罪被害者等支援対策	(17) 犯罪被害者等に関する理解促進	犯罪被害者等支援巡回パネル展の開催支援, ◎ 犯罪被害者等講話	犯罪被害者等講話受講者数 4,200人/年度→4,800人/年度
		(18) 犯罪被害者等支援の専門性の向上	被害者支援担当窓口, 被害者支援連絡票の活用, 被害者支援策の検討	
		6 再犯防止対策 再犯防止推進計画	(19) 更生に向けた支援の充実	
	(20) 再犯防止に関する理解促進		◎ 地域の理解促進に向けた広報・啓発活動	
(21) 再犯防止関係機関等との連携推進	社会復帰支援に向けた関係機関等との連携強化			
III「生活環境の防犯力の向上」	7 防犯対策重点地区強化対策	(22) 重点地区関係機関等との連携推進	歓楽街対策会議, 官民合同パトロール	「防犯対策重点地区」指定数 1地区→2地区
		(23) 重点地区対策の更なる充実	◎ 「防犯対策重点地区」の拡大検討【新規】, JR宇都宮駅東口地区整備とあわせた駅周辺防犯カメラの整備検討【新規】 「防犯対策重点地区」の環境浄化方策の検討【新規】	
	8 設備等による防犯性向上対策	(24) 地域による問題箇所の改善促進	市民総ぐるみ環境点検活動(再掲), 通学路の合同点検(再掲)	防犯カメラ設置台数 320台→700台
		(25) 防犯灯の適切な設置・運用支援	防犯灯補助事業	
		(26) 防犯カメラの設置促進	魅力ある商店街等支援事業, ◎ 防犯カメラ補助事業【拡充】	
		(27) 特殊詐欺対策機器の普及促進	☆ 撃退器購入費補助事業	
		(28) 事業者等に対する防犯対策の促進	事前指導等を活用した事業者等に対する依頼	
		(29) 公共施設の防犯に配慮した整備・管理	JR宇都宮駅周辺防犯カメラの運用, 小中学校における防犯カメラの運用, 公立保育園・子ども発達センターへの防犯カメラの設置・運用【新規】 道路・公園等における防犯への配慮, 市有施設における防犯カメラ導入等の検討	

※ 基本施策6「再犯防止対策」においては、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画として位置付ける。

横断的施策	事業(☆)	横断的施策の指標
特殊詐欺対策	☆ 多様な媒体による広報活動(I-1-(1)) ☆ 消費生活相談・消費生活出前講座(I-2-(6)) ☆ 特殊詐欺被害防止協力店登録制度(II-4-(13)) ☆ 撃退器購入費補助事業(III-8-(27))	特殊詐欺被害件数 56件→35件

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理

(1) 庁内の推進体制

委員会において、成果指標等の進捗状況などにより、取組状況の把握や評価、改善などを実施

(2) 庁外との意見交換等

関係機関等と意見交換を行い、評価や改善などを実施

2 各主体との連携

市、市民、事業者が相互協力するとともに、地域、警察、関係団体等と連携し、施策を総合的に推進